

確定申告書等作成コーナー

～所得税及び復興特別所得税の申告書作成のための操作の手引き～

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編



事業・不動産・配当・譲渡等（株式・土地建物等）・雑・退職所得等、損失、予定納税などがある場合の確定申告書作成の操作手順を説明します。

～ この操作の手引きをご利用になる前に ～



事前準備・環境確認

申告書の内容の入力

申告書の内容確認・提出
(e-Tax・印刷)

この操作の手引きでは、確定申告書の作成方法をご説明しています。
操作を始める前に、以下の内容をご確認ください。

・ 共通の操作の手引きの確認

入力方法などを説明した「(共通) e-Tax で送信するための準備編」、又は「(共通) 書面提出(印刷して提出)するための準備編」を確認されましたか？

・ パソコンなどの環境

「e-Tax を行う前の確認」画面又は「申告書等印刷を行う前の確認」画面に記載した利用環境を満たしていますか？

・ 入力に必要な書類等

「入力方法選択」画面のご利用ガイドの中の「入力に必要な書類」をクリックして、どのような書類等が必要かを確認されましたか？



■ ご利用ガイド

条件によっては、このコーナーをご利用できない場合がありますので、作成前に必ずお読みください。

■ [ご利用になれない方](#)

■ [作成できる書類](#)

■ [入力に必要な書類](#)

■ [入力事例\(作成の手順\)](#)

■ [データの保存・読込](#)



この操作の手引きでは、確定申告書作成の主要な流れをご説明しますので、
詳細な入力方法については、「医療費控除の入力編」などをご覧ください。
なお、画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

1	作成開始	1
1.1	「入力方法選択」画面	1
1.2	決算書・収支内訳書作成コーナーから遷移してきた場合	1
2	「申告書の作成をはじめる前に」画面（提出方法選択等）	2
3	収入金額・所得金額、所得控除や税額控除などの入力	3
3.1	「収入金額・所得金額の入力」画面	4
3.2	「所得控除の入力」画面	5
3.3	「税額控除・その他の項目の入力」画面	6
3.4	「計算結果確認」画面	7
4	決算書・収支内訳書を作成したい場合	8
5	収入金額・所得金額や控除等を入力し、計算結果の確認が終了した場合	8
6	「財産債務調書」を作成する場合	9
7	「住民税等入力」画面	11
8	「住所・氏名等入力」画面	14
8.1	「住所・氏名等入力」画面の説明	14
8.2	納付の場合	15
8.3	還付の場合	16
8.4	納付が0円の場合	17
9	申告内容の入力終了	18
10	マイナンバーの入力	18

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

1 作成開始

1.1 「入力方法選択」画面

確定申告書等作成コーナートップ画面において、「作成開始」ボタン又は「過去の年分のデータ利用」ボタンから開始し、住所・氏名等の共通情報の入力又は取得後、「所得税コーナー」を選択すると、この画面が表示されます。



「左記以外の所得のある方」欄の「⇒作成開始」ボタンをクリックし、2ページ「2 『申告書の作成をはじめる前に』画面（提出方法選択等）」へ進みます。

1.2 決算書・収支内訳書作成コーナーから遷移してきた場合

決算書・収支内訳書作成コーナーの最後の画面（「印刷した後の作業について」と表示されている画面）で「所得税の確定申告書を作成する」ボタンをクリックして進んできた場合には、上記画面ではなく、「申告書の作成をはじめる前に」画面へ遷移します。

この場合は「青色申告決算書・収支内訳書を作成した後に確定申告書を作成する手順編」をご覧ください。



2 「申告書の作成をはじめる前に」画面（提出方法選択等）

① 申告書の提出方法を選択します。

なお、あらかじめ選択された提出方法が表示されていますので、変更する場合は選択し直してください（事例では、「e-Taxにより税務署に提出する。」が選択されています。）。

② 申告の種類について、該当する場合にチェックを付けます。

なお、あらかじめチェックが付いている場合がありますので、確認してください。

③ 「申告される方の生年月日」を入力（既に表示されている場合は確認・訂正）します。

④ 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックし、「収入金額・所得金額の入力」画面へ進みます。

※ この画面以降の所得・所得控除に関する入力画面について、「申告書の様式をイメージした入力画面で申告書を作成する」にチェックを付けた場合は、以前の入力フォームをご利用いただけます。



利用者識別番号の取得や利用者識別番号から情報を検索した後に、続けて申告書等の作成を行っている場合は、提出方法選択及び申告される方の生年月日が入力された状態で表示されます。

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

3.1 「収入金額・所得金額の入力」画面

この画面から、収入金額・所得金額の入力を行います。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力例

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

e-Tax

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。

総合課税の所得 (単位：円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得 (営業・農業) ?	入力する		
不動産所得 ?	訂正・内容確認	✓	2,000,000
利子所得 ?	入力する		
※ 配当所得 ?	入力する		
給与所得 ?	訂正・内容確認	✓	5,226,000
雑所得 ?	公的年金等 その他	入力する 入力する	
※ 総合課税所得 ?	入力する		
一時所得 ?	入力する		
合計 ? ※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。			7,226,000

分離課税の所得 (単位：円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
※ 土地建物等の譲渡所得 ?	入力する		
※ 株式等の譲渡所得等 ?	入力する		
※ 上場株式等に係る配当所得等 ?	入力する		
先物取引に係る雑所得等 ?	入力する		
退職所得 ?	入力する		

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再編又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 3 入力終了(次へ) >

入力終了(一時所得)

① 入力したい所得の「入力する」ボタンをクリックすると、各所得の入力画面に移動しますので、必要事項を入力します。

入力終了後、上記の画面に戻りますので、入力したい所得が複数ある場合には、続けて他のボタンをクリックし、入力してください。

入力済みの所得は、「訂正・内容確認」ボタンをクリックして訂正することができます。

② 入力内容から計算した所得金額が表示されます。

③ 「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックすると、「所得控除の入力」画面へ進みます。

④ 決算書・収支内訳書の作成を開始したい場合には、「決算書・収支内訳書作成コーナーへ」ボタンをクリックすることにより、決算書・収支内訳書作成コーナーに移動することができます。詳しくは、8ページ「4 決算書・収支内訳書を作成したい場合」をご覧ください。

※ 「※」部分に係る収入・所得等の入力方法については、各入力編をご覧ください。

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

3.2 「所得控除の入力」画面

この画面から所得控除の入力を行います。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力版

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

e-Tax

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

- セルフメディケーション税制を適用される方は、「医療費控除」から入力してください。
- ふるさと納税をされた方は、「寄附金控除」から入力してください。
- ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。
- 確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。
- 控除対象配偶者又は扶養親族に係る障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から入力を行ってください。

所得控除 (単位:円)

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	① 入力・訂正 内容確認	入力 有無	② 入力内容から計算した控除額 (②をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除	入力する		
※ 医療費控除	訂正・内容確認	●	200,000
社会保険料控除	入力する		
小規模企業共済等掛金控除	入力する		
※ 生命保険料控除	訂正・内容確認	●	120,000
※ 地震保険料控除	入力する		
※ 高附金控除	入力する		
寡婦・寡夫控除	入力する		
勤労学生控除	入力する		
障害者控除	入力する		
配偶者控除	訂正・内容確認	●	380,000
配偶者特別控除			0
扶養控除	入力する		
基礎控除			380,000
合計			1,080,000

※ 災害により住宅や家財に被害を受け、雑損控除と災害減免法による税金の減免のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）について有利な方法を自動で判定し計算します。

※ 支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）が最も少なくなるように自動で判定し計算します。

< 戻る ③ 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンから現在までの入力内容を一時保存すれば、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 入力したい所得控除の「入力する」ボタンをクリックすると、各所得控除の入力画面に移動しますので、必要事項を入力します。

入力終了後、上記の画面に戻りますので、入力したい所得控除が複数ある場合には、続けて他のボタンをクリックし、入力してください。

入力済みの所得控除は、「訂正・内容確認」ボタンをクリックして訂正することができます。

② 入力内容から計算した所得控除の金額が表示されます。

③ 「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックすると、「税額控除・その他の項目の入力」画面へ進みます。

※ 「※」部分に係る所得控除の入力方法については、各入力編をご覧ください。

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

3.3 「税額控除・その他の項目の入力」画面

この画面から税額控除やその他の項目の入力を行います。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力例

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

e-Tax

税額控除・その他の項目の入力

・ 予定納税の入力は「予定納税額」の入力画面から行ってください。入力漏れにご注意ください。

税額控除 (単位：円)

税額控除の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した控除額 (②から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除			
投資税額等控除	入力する		
※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	訂正・内容確認	✓	120,000
※政庁等寄附金等特別控除	入力する		
住宅借入金等特別控除			
住宅特定増改築特別控除	入力する		
認定住宅新築等特別控除			
災害減免額	入力する		
外国税額控除	入力する		

その他の項目 (単位：円)

項目	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容等
予定納税額	訂正・内容確認	✓	180,000
専従者控除額の合計額	入力する		
平均課税対象金額	入力する		
変動・臨時所得金額			
本年分で差し引く繰越損失額	入力する		前年から繰り越された「上場株式等の繰越損失」又は「先物取引に係る損失」がある方は、「収入金額・所得金額の入力」画面の「株式等の繰越所得等」又は「先物取引に係る繰越所得等」の入力画面から入力してください。

< 戻 ③ 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンから現在までの入力内容を一時保存すれば、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

入力データの一時保存(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 入力したい税額控除やその他の項目の「入力する」ボタンをクリックすると、各項目の入力画面に移動しますので、必要事項を入力します。

入力終了後、上記の画面に戻りますので、入力したい項目が複数ある場合には、続けて他のボタンをクリックし、入力してください。

入力済みの項目は、「訂正・内容確認」ボタンをクリックして訂正することができます。

② 入力内容から計算した控除額などが表示されます。

③ 「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックすると、「計算結果確認」画面へ進みます。

※ 「※」部分に係る控除の入力方法については、各入力編をご覧ください。

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

3.4 「計算結果確認」画面

「収入金額・所得金額の入力」、「所得控除の入力」、「税額控除・その他の項目の入力」の各画面で入力した内容を基に計算した結果を申告書の様式で表示します。

入力内容を基に計算した納付する金額又は還付される金額を表示します。

① 納付の場合

納付する金額は、 円です。

※ 納付する金額が 2,000 円以上の場合には、延納の届出についての説明が金額の下に表示されます。

② 還付の場合

還付される金額は、 円です。

これまでに入力した内容について訂正や追加、削除を行いたい場合には、「収入金額・所得金額」、「所得控除」、「税額控除・その他の項目」の各入力画面に戻って入力を行います。入力したい内容に応じたボタンをクリックすることで、それぞれの画面に戻ります。

① 収入金額・所得金額を修正したい場合

② 所得控除を修正したい場合

③ 税額控除・その他の項目を修正したい場合

計算結果確認

納付する金額は、 円です。

※ 延納の届出をされる方は「延納届出額」欄の「延納額の入力」ボタンから入力を行ってください。

これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。確認を終えられたら、画面下の「次へ」ボタンをクリックしてください。

所得等	所得金額	所得控除	税金の計算 (税額控除等)
営業等 (ア)			課税される所得金額 (26) 6,146,000
農業 (イ)			上の(26)に対する税額又は第三表 (27) 801,700
	2,000,000		配当控除 (28)
			投資税額等控除 (29)
			(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 (30) 120,000
	7,140,000		賃貸等住宅借入金等特別控除 (31)~(33)
公的年金等 (キ)			住宅借入金等特別控除 住宅特定改築・認定住宅新築等特別控除 (35)~(37)
その他 (ク)			差引所得税額 (27)+(28)-(29)-(30)-(31)-(32)-(33)-(35)-(36)-(37) (38) 681,700
短期 (ケ)			災害減免額 (39)
長期 (コ)			再差引所得税額 (基準所得税額) (38)-(39) (40) 681,700
合計 (カ)	7,226,000		臨時所得税額 (40)*1.1% (41) 14,315
			所得税及び臨時所得税の額 (40)+(41) (42) 696,015
			外国税額控除 (43)
			所得税及び臨時所得税の額 (42) (44) 189,700
			所得税及び臨時所得税の額 (42)-(43)-(44) (45) 506,300
			所得税及び臨時所得税の額 (第1部分・第2部分) (46) 180,000
			所得税及び臨時所得税の額 (第3部分の税額) (45)-(46) (47) 326,300
			還付される税金 (48)
			その他 (49)
			配偶者の合計所得金額 (49)
			専従者控除額の合計額 (50)
			青色申告特別控除額 (51)
			雑所得・一時所得等の所得税及び臨時所得税の額 (52)
			未納付の所得税及び臨時所得税の額 (53)
			繰上控除額 (54)
			延納額 (55)
			実納・臨時所得 (56)
			延納の届出 (57)
			申告期限までに納付する金額 (57)
			延納届出額: 延納額の入力

「延納額の入力」ボタンをクリックすると、延納届出額の入力画面が表示されます。

なお、還付の場合には、「延納額の入力」ボタンは表示されません。

延納の届出

申告期限までに納付する金額

延納届出額: 延納額の入力

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

4 決算書・収支内訳書を作成したい場合

決算書・収支内訳書の作成を開始したい場合には、「収入金額・所得金額の入力」画面の左下にある「決算書・収支内訳書作成コーナーへ」ボタン [決算書・収支内訳書作成コーナーへ](#) をクリックすることにより、決算書・収支内訳書作成コーナーに移動することができます。

この場合は「青色申告決算書・収支内訳書を作成した後に確定申告書を作成する手順編」をご覧ください。

なお、決算書・収支内訳書作成コーナーの操作方法については、決算書・収支内訳書作成コーナーの操作の手引きをご覧ください。

5 収入金額・所得金額や控除等を入力し、計算結果の確認が終了した場合

「計算結果確認」画面で計算結果の確認終了後、画面右下の「次へ>」ボタンをクリックし、「住民税等入力」画面（財産債務調書を作成する場合は9ページ「6 『財産債務調書』を作成する場合」、それ以外は11ページ「7 『住民税等入力』画面」）へ進みます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力部

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

e-Tax

計算結果確認

納付する金額は、 **326,300 円** です。

※ 延納の届出をされる方は「延納届出額」欄の「[延納額の入力](#)」ボタンから入力を行ってください。

これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。確認を終えられたら、画面下の「[次へ>](#)」ボタンをクリックしてください。

収入金額等				税金の計算（税額控除等）			
事業	営業等	(ア)		課税される所得金額 (9)-(23)又は第三表	(26)	6,146,000	
	農業	(イ)		上の(26)に対する税額 又は第三表(86)	(27)	801,700	
不動産		(ウ)	2,000,000	配当控除	(28)		
利子		(エ)		投資税額等控除	区分 <input type="checkbox"/>	(29)	
配当		(オ)					
雑入		(カ)	7,140,000				
合計				突動・臨時所得金額	区分 <input type="checkbox"/>	(56)	

所得控除を修正する

所得の種類	区分	控除額	所得金額
配偶者（特別）控除	区分 <input type="checkbox"/>	(21)~(22)	380,000
扶養控除		(23)	
基礎控除		(24)	380,000
合計		(25)	1,080,000

延納の届出

申告期限までに納付する金額	(57)	
延納届出額 延納額の入力	(58)	

税金控除・その他の項目を修正する

分離課税の収入金額・所得金額

所得の種類	収入金額	所得金額	翌年以後に繰り越される損失の金額	
土地建物等の譲渡所得	短期譲渡 一般分 (シ)	(59)		
	短期譲渡 軽減分 (ス)	(60)		
	長期譲渡	一般分 (セ)	(61)	
		特定分 (ソ)	(62)	
軽減分 (タ)	(63)			
一般株式等の譲渡所得等	(チ)	(64)		
上場株式等の譲渡所得等	(ツ)	(65)	(88)	
上場株式等に係る配当所得等	(テ)	(66)		
先物取引に係る雑所得等	(ト)	(67)	(91)	
退職所得	(ニ)	(69)		

収入金額・所得金額を修正する

< 戻る **次へ>**

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

※ 作成を中断する場合は、上の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンから現在までの入力内容を一時保存すれば、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境
Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

6 「財産債務調書」を作成する場合

各種の所得金額の合計額が二千万円を超えた場合、「住民税等入力」画面に「財産債務調書について」が表示されます。

【各種の所得金額の合計額が二千万円を超えた場合の画面】



基準に該当する場合は、「該当する」をチェックし、「財産債務調書を作成する」ボタンをクリックします。

※ 基準に該当する方でも後で作成する場合は、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。



各種の所得金額の合計額が二千万円以下の場合、「財産債務調書について」は表示されません。

【各種の所得金額の合計額が二千万円以下の場合の画面】



「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

7 「住民税等入力」画面

「住民税・事業税に関する事項」(申告書B)の入力・確認を必要に応じて行ってください。

① 次の方は、入力が必要となる場合がありますので、ご確認ください。

※ 収入金額・所得金額や控除等の入力画面において入力した内容を引き継いでいる場合があります。

- ・ 給与・公的年金等のほかに所得がある方
- ・ 16歳未満の扶養親族がいる方
- ・ 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者がいる方
- ・ 配当所得等がある方
- ・ 事業所得や不動産所得がある方

② 次の方は、「収入金額・所得金額の入力」画面で入力した内容に応じ、住民税に関する事項が自動的に表示されますので、ご確認ください。

- ・ 株式等譲渡所得割額控除額がある方

【各種の所得金額の合計額が二千万円以下の場合の画面】

The screenshot shows the '住民税等入力' (Resident Tax and Business Tax Input) screen. At the top, a progress bar indicates the current step is '住民税・事業税に関する事項' (Resident Tax and Business Tax Related Items), which is highlighted in pink. Below the progress bar, there is a list of items to be entered for Resident Tax and Business Tax. The list includes: 1. Salary, public pensions, and other income (excluding income from real estate) for which Resident Tax is levied; 2. Income of dependents under 16 years old; 3. Income of non-resident spouse, non-resident dependent, and business partner; 4. Income of non-resident dependent; 5. Income of business partner; 6. Income of business partner or real estate income. A pink box highlights the '住民税・事業税に関する事項' button. At the bottom, there are navigation buttons: '< 入力画面に戻る' (Return to input screen) and '入力終了(次へ)' (Input completed/Next).

【各種の所得金額の合計額が二千万円を超えた場合の画面】

The screenshot shows the '住民税等入力' (Resident Tax and Business Tax Input) screen for total income exceeding 20 million yen. The progress bar shows the current step is '住民税・事業税に関する事項' (Resident Tax and Business Tax Related Items), highlighted in pink. A new section titled '財産債務調書について' (Regarding the Statement of Assets and Liabilities) is displayed. It asks if the total income for the year exceeds 20 million yen. If yes, it instructs the user to create a Statement of Assets and Liabilities. There are radio buttons for '該当する' (Applicable) and '該当しない' (Not applicable). Below this, the '住民税・事業税に関する事項' button is highlighted in pink. At the bottom, there are navigation buttons: '< 入力画面に戻る' (Return to input screen) and '入力終了(次へ)' (Input completed/Next).

「住民税・事業税に関する事項」ボタンをクリックします。

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

「住民税・事業税に関する事項の入力」画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

住民税・事業税に関する事項の入力

1 給与・公的年金等以外の所得がある方の入力項目

・給与・公的年金等に係る所得以外（平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択

給与から差引き
 自分で納付

2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目

・マイナンバーは後の画面で入力します。

扶養親族の氏名 (全角10文字以内)	続柄 (全角5文字以内)	生年月日	別居の場合の住所 (全角28文字以内)
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	

3 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者のいる方の入力項目

・別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所

姓: [各全角15文字以内 ※印刷する場合は各全角9文字以内]
名: [各全角28文字以内 ※印刷する場合は各全角16文字以内]
住所: [各全角28文字以内 ※印刷する場合は各全角16文字以内]

※ 2名以上いる場合は、「名」又は「住所」欄に「他〇名」と入力してください。

4 配当所得等がある方の入力項目

・配当に関する住民税の特例の金額 円
・配当割額控除額 円

5 株式等譲渡所得割額控除がある方の入力項目

・株式等譲渡所得割額控除額 円

6 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

・所得税で控除対象配偶者とした専従者

姓: [各全角11文字以内 ※印刷する場合は各全角9文字以内]
名: [各全角28文字以内 ※印刷する場合は各全角16文字以内]
給与: 円

・非課税所得など

番号: [半角数字2桁]番
所得金額: [半角数字9桁]円

・損益通算の特例適用前の不動産所得

[半角数字9桁]円

・不動産所得から差し引いた青色申告特別控除

[半角数字9桁]円

・事業用資産の譲渡損失など

[半角数字9桁]円

・前年中の額 (戻) 業

平成29年 月 日
選択してください。

他都道府県の事務所等

< 戻る 入力終了(次へ) >
入力内容をクリア

Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

- ① 該当の項目を入力してください。
なお、「2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目」は控除画面で入力した内容に応じ自動表示されていますので、表示内容を確認し、表示内容に不足等がある場合は、追加で入力してください。
- ② 「収入金額・所得金額の入力」画面で入力した内容に応じ、自動で表示される場合があります。
- ③ 入力・確認の終了後、「入力終了（次へ）」ボタンをクリックします。

「住民税等入力」画面に戻ります。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力例

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成を始める前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

e-Tax

住民税等入力

住民税・事業税に関する事項を入力する場合は、「住民税・事業税に関する事項」をクリックしてください。

住民税・事業税に関する事項

住民税・事業税に関する事項では、次の項目を入力することができます。

- 1 給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方の住民税の徴収方法の選択
- 2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目
- 3 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者のいる方の入力項目
- 4 配当所得等がある方の入力項目
- 5 株式等譲渡所得割控除税額がある方の入力項目
- 6 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

[詳しくはこちら](#)

< 入力画面に戻る **入力終了(次へ) >**

入力データの一時保存 (作成を中断する場合)

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンから現在までの入力内容を一時保存すれば、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「入力終了（次へ）」ボタンをクリックし、14 ページ「8 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

8 「住所・氏名等入力」画面

8.1 「住所・氏名等入力」画面の説明

住所や氏名などを3画面に入力します。

なお、開始届出書を送信、又は利用者識別番号から情報を検索してそのまま所得税及び復興特別所得税の確定申告書を作成されている場合や、決算書・収支内訳書作成コーナーから移動してきた場合などは、住所・氏名等があらかじめ表示されていますので、不足部分の入力を行ってください。

氏名などを
入力します。

「氏名をコピー」ボタンを
クリックすると、「氏名」欄
の名前をコピーして「世帯主
の氏名」欄に表示し、「続柄」
欄に「本人」と表示します。

氏名をコピー

郵便番号を入力し、「郵便
番号から住所入力」ボタ
ンをクリックすると、住所
及び税務署名が自動的
に入力されます。

郵便番号から
住所入力

郵便番号から住所が検索
できなかった場合は、「市区
町村選択」ボタンをクリッ
クすると、都道府県及び市区
町村を選択でき、「都道府県市
区町村」欄に反映されます。

市区町村選択

住所の続きを入力します。

平成30年1月1日における
住所について選択します。

提出先税務署を選択します。
※ 郵便番号から住所を検索
した場合などは、自動的に表
示されています。

納税額などが表
示されます。
15 ページ 8.2 参照

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

8.2 納付の場合

納付となった場合には、「住所・氏名等入力（3 / 3）」画面に次のとおり表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

納税額、納付方法及び納期限等が表示されます。
※ 振替納税を初めてご利用になる場合には、振替依頼書の提出が必要です。

住所・氏名等入力（3 / 3）

あなたの納税額は、326,300 円です。

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。
※ 申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。
各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付方法	電子納税	クレジットカード納付	振替納税	現金納付
	e-Taxを利用してダイレクト納付又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	「国税クレジットカードお支払サイト」（外部サイト）上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。	指定した預貯金口座からの引落としにより納付する方法です。期限内に申告された場合に限りご利用いただけます。 以下に該当する方は振替依頼書の提出が必要です。 ・初めて振替納税を利用される方 ・ご利用中の方で、申告書の提出先税務署が変わった方	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。金融機関の窓口で納付する場合には事前に納付書をご用意ください。
期限	平成30年2月15日（木）	平成30年2月15日（木）	平成30年3月15日（木）まで に振替依頼書の提出を してください。	平成30年3月15日（木）
手数料	※インターネットバンキングを利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります	※国の収入になるものではありません		不要です

このボタンをクリックすると、振替依頼書の入力フォームが表示されます。
詳細は 16 ページをご覧ください。

振替依頼書を作成する

※ 作成を中断する場合は、「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」をクリックすると、現在までの入力内容を一時保存でき、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

※ 利用者識別番号から取得した情報に振替金融機関がある場合

上記【振替納税の納付方法欄】が下図のとおり表示されます。

振替納税	
あなたが振替納税をご利用の金融機関等は次のとおりです。期限内に申告された場合に限りご利用いただけます。	
〇〇銀行 ××支店	
以下に該当する方は再度振替依頼書の提出が必要です。 ・申告書の提出先税務署が変わった方 ・ご利用の金融機関等を変更される方	
振替依頼書（変更分）を作成する	

ご利用中の振替金融機関が表示されます。

表示されたご利用中の振替金融機関を変更したい場合には、こちらのボタンをクリックすると、変更届出の入力フォームが表示されます。

なお、振替依頼書は、e-Tax で送信できません。書面で出力後、氏名を自署していただき、金融機関へのお届け印を押印の上、申告期限までに所轄の税務署にご提出ください。



振替納税を初めてご利用になる場合には、申告期限までに申告書とともに振替依頼書を提出する必要があります。
作成コーナーにおいて、振替依頼書を作成することができます。

① 振替依頼書を作成する

① 「振替依頼書を作成する」ボタンをクリックすると、下の「振替依頼書等の作成」画面が表示されます。

② 必要事項を入力します。
③ 「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックすると、「住所・氏名等入力」画面へ戻ります。

※ 「振替依頼書」は、e-Tax で送信できません。
書面で出力後、氏名を自署していただき、金融機関へのお届け印を押印の上、申告期限までに所轄の税務署にご提出ください。

8.3 還付の場合

還付となった場合は、「住所・氏名等入力(3/3)」画面に次のとおり表示されます。

還付金額	あなたの還付金額は、82,100 円です。
受取方法 【必須】	<p>還付金の受取方法を選択し、表示される項目に金融機関名等を入力してください。 還付金の受取には、預貯金口座への振込みをご利用ください(申告される方が本人名義の口座に限りま)。 入力に誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります。</p> <p>選択してください</p>

還付金額が表示されます。

還付金受取方法を3つの中から選択します。

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

- 「ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み」を選択した場合

還付金額	あなたの還付金額は、82,100 円です。		
受取方法 【必須】	還付金の受取方法を選択し、表示される項目に金融機関名等を入力してください。還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください。申告された入力に誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります。 ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み		
金融機関名等	[全角15文字以内] <input type="text"/> 選択してください →金融機関名等の入力方法 ※ 一部のインターネット専用銀行には還付金の振込みができません。振込みの可否については、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。		
本支店名	[全角14文字以内] <input type="text"/> 選択してください →本支店名等の入力方法		
預金種類	<input type="text"/> 選択してください	口座番号	[半角7桁] <input type="text"/>

「ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み」を選択した場合に表示されます。金融機関・支店名等を入力してください。

- 「ゆうちょ銀行への振込み」を選択した場合

還付金額	あなたの還付金額は、82,100 円です。		
受取方法 【必須】	還付金の受取方法を選択し、表示される項目に金融機関名等を入力してください。還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください（申告された入力に誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります）。 ゆうちょ銀行への振込み		
記号及び番号	記号 [半角5桁] <input type="text"/>	番号 [半角8桁以内] <input type="text"/>	→記号及び番号の入力方法

「ゆうちょ銀行への振込み」を選択した場合に表示されます。記号・番号を入力してください。

- 「ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り」を選択した場合

還付金額	あなたの還付金額は、82,100 円です。		
受取方法 【必須】	還付金の受取方法を選択し、表示される項目に金融機関名等を入力してください。還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください。申告された入力に誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります。 ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り		
ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局名	[全角12文字以内] <input type="text"/> →入力方法はこちら		

「ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り」を選択した場合に表示されます。各店舗名又は郵便局名を入力してください。

8.4 納付が0円の場合

納付が0円となった場合は、「住所・氏名等入力（3/3）」画面に次のとおり表示されます。

納税額	あなたの納税額は、0 円です。	0 円と表示されます。
-----	-----------------	-------------

「左記以外の所得のある方」からの確定申告書作成編

9 申告内容の入力終了

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力例

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめの前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

e-Tax

住所・氏名等入力 (3 / 3)

納税額 あなたの納税額は、326,300 円です。

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。
※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。
各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

	電子納税	クレジットカード納付	振替納税	現金納付
	e-Taxを利用してダイレクト納付が可能です。	「国税クレジットカードお支払」を利用した決済手数料がかかります。	指定した預貯金口座からの引落しです。	金融機関又は所轄の税務署の窓口です。
手数料	※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります。	納付税額に応じた決済手数料がかかります。 ※国の収入になるものではありません。		不要です。

< 戻る **次へ >**

※ 作成を中断する場合は、「入力データの一時保存 (作成を中断する場合)」をクリックすると、現在までの入力内容を一時保存でき、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

「次へ>」ボタンをクリックしてください。

10 マイナンバーの入力

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力例

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめの前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

e-Tax

マイナンバーの入力

以下に表示された方のマイナンバーを入力してください。
マイナンバーがお分かりにならない場合は、「申告書等作成終了 (次へ>)」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。

No.	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー[半角数字12桁]	入力値を表示する
1	国税 太郎	本人	昭和43年11月16日	●●●● ●●●● ●●●●	<input type="checkbox"/>
2	国税 花子	配偶者	昭和45年12月17日	●●●● ●●●● ●●●●	<input type="checkbox"/>

入力内容をクリア < 戻る **申告書等作成終了 次へ >**

※ 作成を中断する場合は、「入力データの一時保存 (作成を中断する場合)」をクリックすると、現在までの入力内容を一時保存でき、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

表示されている方のマイナンバーを入力し、入力が終了したら「申告書等作成終了 次へ>」ボタンをクリックし、次へ進みます。

e-Taxにて送信される方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー「(所得税及び復興特別所得税) e-Taxで送信する方法編」をご覧ください。